

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律案 新旧対照条文目次

一	民事訴訟法（平成八年法律第百九号）	（附則第四条関係）	1
二	知的財産高等裁判所設置法（平成十六年法律第百十九号）	（附則第四条関係）	2
三	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）	（附則第五条関係）	3

改 正 案	現 行
<p>（意匠権等に関する訴えの管轄） 第六条の二 意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物 についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは 育成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防止法（平成五 年法律第四十七号）第二条第一項に規定する不正競争又は家畜遺 伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第 号）第二条第三項に規定する不正競争をいう。）による営業上 の利益の侵害に係る訴えについて、第四条又は第五条の規定によ り次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ 当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる 。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（意匠権等に関する訴えの管轄） 第六条の二 意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物 についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは 育成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防止法（平成五 年法律第四十七号）第二条第一項に規定する不正競争をいう。） による営業上の利益の侵害に係る訴えについて、第四条又は第五 条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合に は、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起する ことができる。</p> <p>一・二 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（知的財産高等裁判所の設置）</p> <p>第二条 東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、次に掲げる知的財産に関する事件を取り扱わせるため、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十二條第一項の規定にかかわらず、特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所を設ける。</p> <p>一 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作者の権利、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項に規定する不正競争又は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第 号）第二条第三項に規定する不正競争をいう。）による営業上の利益の侵害に係る訴えについて地方裁判所が第一審とした終局判決に対する控訴に係る訴訟事件であつてその審理に専門的な知見を要するもの</p> <p>二 四 （略）</p>	<p>（知的財産高等裁判所の設置）</p> <p>第二条 東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、次に掲げる知的財産に関する事件を取り扱わせるため、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十二條第一項の規定にかかわらず、特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所を設ける。</p> <p>一 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、著作者の権利、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項に規定する不正競争をいう。）による営業上の利益の侵害に係る訴えについて地方裁判所が第一審とした終局判決に対する控訴に係る訴訟事件であつてその審理に専門的な知見を要するもの</p> <p>二 四 （略）</p>

三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第五条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第三（第六条の二関係） 一〇九十九（略） 九十一 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第 号）第十八条第一項（家畜遺伝資源の不正取得等）の罪</p>	<p>別表第三（第六条の二関係） 一〇九十九（略） （新設）</p>